

四肢の傷病に対する特例扱い(1点未満切り上げ)

手

項目	内容				
創傷処理	項目		所定点数	四肢1.5倍	手・手指2倍
	筋肉・臓器に達するもの	長径5cm未満	1,250	1,875	2,500
		長径5cm以上10cm未満	1,680	2,520	3,360
		長径10cm以上			
		イ 長径20cm以上頭頸部 ロ その他のもの	7,170	-	-
	筋肉・臓器に達しないもの	長径5cm未満	470	705	940
		長径5cm以上10cm未満	850	1,275	1,700
		長径10cm以上	1,320	1,980	2,640
	注 手の指に係る創傷処理(筋肉・臓器に達しないもの)については下表(*1)により算定する。				
	皮膚切開術	長径10cm未満	470	705	940
長径10cm以上20cm未満		820	1,230	1,640	
長径20cm以上		1,470	2,205	2,940	
デブリードマン	100cm <sup>2</sup> 未満	1,020	1,530	2,040	
	100cm <sup>2</sup> 以上3,000cm <sup>2</sup> 未満	2,990	4,485	5,980	
	3,000cm <sup>2</sup> 以上	8,360	12,540	16,720	
筋骨格系・四肢・体幹の手術 神経の手術 血管の手術	健保点数の1.5倍(手(手関節以下)・手指は2倍)で算定できる。 注 手の指に係る骨折非観血的整復術については下表(*2)により算定する。				
(*1) 手の指に係る 創傷処理 (筋肉・臓器に達しないもの)	指の本数		点数		
	指1本		940		
	指2本		1,410		
	指3本		1,880		
	指4本		2,350		
	指5本		2,350		
注 当該点数にさらに四肢加算することはできない。					
(*2) 手の指に係る 骨折非観血的整復術	指の本数		点数		
	指1本		2,880		
	指2本		4,320		
	指3本		5,760		
	指4本		7,200		
	指5本		7,200		
注 当該点数にさらに四肢加算することはできない。					

◇ 同一手術野の範囲 ◇  
第1指から第5指(中手部・中手骨を含まない。)のそれぞれを同一手術野とする手術として取り扱う。